

徳島市男女共同参画推進ネットワーク会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、徳島市男女共同参画推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、多種多様な団体等が相互に連携・協力し、男女共同参画社会の形成に関する取組を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 ネットワーク会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けての活動に関する事。
- (2) 男女共同参画推進に係る施策等の普及啓発に関する事。
- (3) 男女共同参画推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
- (4) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 ネットワーク会議の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

2 委員の報酬は、無償とする。

(座長及び副座長)

第6条 ネットワーク会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 副座長は、ネットワーク会議の委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 座長及び副座長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 ネットワーク会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、ネットワーク会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の専門家等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、徳島市市民文化局男女共同参画センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に出選された座長及び副座長の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名
徳島大学
四国大学
徳島文理大学
徳島商工会議所
徳島県中小企業団体中央会
一般社団法人 徳島経済同友会
徳島県中小企業家同友会
株式会社 阿波銀行
株式会社 徳島大正銀行
徳島市コミュニティ連絡協議会
社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会
特定非営利活動法人 子育て支援ネットワークとくしま
徳島市婦人連絡協議会
阿波女あきんど塾
徳島市まちづくり協働プラザ
徳島県こども未来部男女参画・青少年課
徳島市市民文化部